

## 転出入者等の貸付金の手続き（互助組合）

	異動区分	償還方法 (複数ある場合はいずれか1つを選択)	提出書類及び手続方法等	
資格喪失（退職・転出）	退職	即時償還 退職手当より一括控除 <u>※市町村費負担会員は当互助組合が送付する納付書により会員が納入する場合あり</u>	手続き不要。ただし、退職手当に不足が生じた場合、当互助組合が送付する「納付書」により会員が納入する。	
	岡大附属幼・小・中・特に異動する者又は地方自治法第252条の17の規程により岡山県教育委員会から市町村教育委員会へ派遣される者	給与控除	当互助組合の準会員として異動前と同様に給料から控除	手続き不要
	(財)岡山県職員互助会(知事部局)以外の互助団体へ転出	自己資金	自己資金により一括返済	「申出書」(要請求)を当互助組合に提出。互助組合が「納付書」を会員に送付。会員が「納付書」により納入。
		借替	異動後の互助団体で借替え等ができる場合、借替えの手続きを行い、当互助組合に返済。 <u>ただし、近い将来当互助組合に復帰した場合、借替えによる返済ができないため注意が必要。</u>	異動後の互助団体で借替えができる場合は、「借受人残高証明願」(様式集P98)を当互助組合に提出。当互助組合が「残高証明書」と「納付書」を会員に送付。会員が「残高証明書」により異動先で借替えの手続き。借受後、直ちに「納付書」により会員が納入。
	(財)岡山県職員互助会(知事部局)へ転出	自己資金	自己資金により一括返済	「申出書」(要請求)を当互助組合に提出。当互助組合が「納付書」を会員に送付。会員が「納付書」により納入。
		徴収嘱託	転出前と同様	「会員貸付金弁済方法申出書」(要請求)を当互助組合に提出。 <u>※近い将来当互助組合に復帰することが徴収嘱託の条件となる。</u>
徴収嘱託者	上記転出者で徴収嘱託により返済している者	給与控除 転出前と同様	手続き不要	

※ 上記転出者で当互助組合に提出書類がある該当者は、3月31日までに必ず連絡願います。

資格取得（転入）	岡大附属幼・小・中・特で勤務していた者又は地方自治法第252条の17の規程により岡山県教育委員会から市町村教育委員会に派遣されていた者	給与控除	当互助組合の会員として異動前と同様に給料から控除	手続き不要
	(財)岡山県職員互助会(知事部局)以外の互助団体から転入	自己資金	自己資金により一括返済	異動前の互助団体で手続き
	(財)岡山県職員互助会(知事部局)から転入	自己資金	自己資金により一括返済	(財)岡山県職員互助会で手続き
		徴収嘱託	転入前と同様	(財)岡山県職員互助会で手続 <u>※近い将来(財)岡山県職員互助会に復帰することが徴収嘱託の条件となる。</u>
徴収嘱託者	上記転入者で徴収嘱託により返済している者	給与控除 転入前と同様	手続き不要	

※ (財)岡山県教育職員互助組合には転入者への借替制度はありませんのでご了承ください。